

春日部市スポーツ推進委員募集要項

1 目的

春日部市スポーツ推進委員条例（平成17年条例第189号）及び春日部市スポーツ推進委員選任要領（令和2年11月4日制定。以下「選任要領」という。）に基づき、春日部市スポーツ推進委員を一般公募するにあたって必要な事項を定める。

2 募集人数

70人

3 応募資格

応募資格者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- ① 春日部市に在住・在勤・在学する者（ただし、春日部市スポーツ推進委員として活動した者についてはこの限りではない）
- ② 年齢満18歳以上の者
- ③ 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及びスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うのに必要な熱意と能力を有する者
- ④ 国又は地方公共団体の議員ではない者
- ⑤ 春日部市の他の審議会等の公募による委員となっていない者

4 応募期間

（一次募集）

令和6年1月9日（火）～令和6年2月13日（火）

（二次募集）

定数に満たない場合は、令和7年12月19日（金）まで随時、募集する。

5 応募方法

選任要領に定める春日部市スポーツ推進委員応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入し、スポーツ推進課あて、直接、郵送、メール又はファックスで申込む。

なお、応募用紙については、市公式ホームページに掲載するとともに、各地区公民館等、屋内体育施設、スポーツ推進課窓口に配架する。

6 選考方法

- (1) 応募者の人数にかかわらず、書類選考及び面接にて決定する。
- (2) 選考結果については、後日、応募者本人に書面にて通知する。

7 任期および報酬等

- (1) 任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。
- (2) 報酬は日額5,200円とする。

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年11月17日から施行する。
(春日部市スポーツ推進委員募集要項の廃止)
- 2 春日部市スポーツ推進委員募集要項(令和3年11月22日制定)は、廃止する。